

土壤汚染及び廃棄物埋立処分の基準値

種別	土 壤 汚 染 対 策 法				廃棄物処理法	
	分	地下水基準	指定基準		第2溶出量基準	埋立処分判定基準
			含有量試験	溶出試験	溶出試験	溶出試験
試験方法 単 位	類	mg/l	mg/kg	mg/l	mg/l	
1 トリクロロエチレン	第一種 (揮発性有機化合物)	0.03	—	0.03	0.3	0.3
2 テトラクロロエチレン		0.01	—	0.01	0.1	0.1
3 ジクロロメタン		0.02	—	0.02	0.2	0.2
4 四塩化炭素		0.002	—	0.002	0.02	0.02
5 1,2-ジクロロエタン		0.004	—	0.004	0.04	0.04
6 1,1-ジクロロエチレン		0.02	—	0.02	0.2	0.2
7 シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	—	0.04	0.4	0.4
8 1,1,1-トリクロロエタン		1	—	1	3	3
9 1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—	0.006	0.06	0.06
10 1,3-ジクロロプロペン		0.002	—	0.002	0.02	0.02
11 ベンゼン		0.01	—	0.01	0.1	0.1
12 水銀又はその化合物 (アルキル水銀)	第二種 (重金属等)	0.0005	15	0.0005	0.005	0.005
		不検出	—	不検出	不検出	不検出
13 カドミウム又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3 ※1
14 鉛又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3 ※1
15 六価クロム化合物		0.05	250	0.05	1.5	1.5 ※1
16 砒素又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3 ※1
17 シアン化合物 ※2		不検出	遊離シアン 50	不検出	1	1
18 セレン又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3
19 フッ素		0.8	4000	0.8	24	—
20 ホウ素	1	4000	1	30	—	
21 PCB	第三種 (農薬等)	不検出	—	不検出	0.003	0.003
22 有機リン化合物		不検出	—	不検出	1	1
23 チウラム		0.006	—	0.006	0.06	0.06
24 シマジン		0.003	—	0.003	0.03	0.03
25 チオベンカルブ		0.02	—	0.02	0.2	0.2
有機塩素化合物 ※3					—	
銅又はその化合物					—	
亜鉛又はその化合物					—	
弗化物					—	
ベリリウム又はその化合物					—	
クロム又はその化合物					—	
ニッケル又はその化合物					—	
バナジウム又はその化合物					—	
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 及びアンモニウム性窒素					—	

【土壤汚染】

- 注1. 分類は、土壤汚染対策法における特定有害物質の種別を示す。  
 注1. 地下水基準は、汚染範囲確定のための調査の判定基準及び地下水汚染の判定基準(規則5条第2項第2号)  
 注2. 指定基準は、都道府県知事が「指定区域」として指定する際の基準(規則18条第1項及び第2項関係)  
 注3. 土壤溶出量基準は、地下水経路の観点からの指定基準(現在の土壤環境基準と同じ数値)  
 注4. 土壤含有量基準は、直接摂取の観点からの指定基準(第二種特定有害物質に限り定められている)  
 注5. 第2溶出量基準は、規則24条及び別表第4による。

【廃棄物埋立処分】

- 注6. 埋立処分する廃棄物の種類は、汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さい及びこれらを処分するために処理したものをいう。  
 燃え殻・ばいじん・鉱さいについては、水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・砒素のみが対象となる。  
 ※1. カドミウム・鉛・六価クロム・砒素については、土壤への吸着の可能性が考慮されている。  
 ※2. 環境基準においては全シアンに名称変更。